

「第三次甲府市環境基本計画」策定、
「甲府市地球温暖化対策実行計画」改定及び
「甲府市ゼロカーボン戦略」策定業務
公募型プロポーザル実施要領

令和4年4月

甲 府 市

1 業務の目的

平成25年3月に策定された「第二次甲府市環境基本計画」は、令和4年度をもって計画期間が満了となることから、新たな計画として「第三次甲府市環境基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定する。

また、「甲府市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）は、令和3年6月の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正に伴い、改定する。

なお、基本計画及び実行計画は数値目標等の整合を図るため、同時に策定及び改定を実施する。

さらに、実行計画の実効性を高めるため「甲府市ゼロカーボン戦略」を策定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

ア 「第三次甲府市環境基本計画」策定業務（以下「業務①」という。）

イ 「甲府市地球温暖化対策実行計画」改定及び「甲府市ゼロカーボン戦略」策定業務（以下「業務②」という。）

※業務①、業務②どちらか一方だけに応募することはできない。

(2) 業務内容

業務①：「第三次甲府市環境基本計画」策定業務仕様書（以下「仕様書①」という。）のとおり。

業務②：「甲府市地球温暖化対策実行計画」改定及び「甲府市ゼロカーボン戦略」策定業務仕様書（以下「仕様書②」という。）のとおり。

(3) 履行期間

業務①：契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

業務②：契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

※業務②においては、環境省補助事業である「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」に基づく補助金の採択、不採択に関わらず契約を締結する。なお、採択された場合は、採択日以降に契約を締結するものとする。

(4) 納入場所

業務①・②：甲府市 環境部 環境総室 環境政策課

(5) 提案価格上限額（消費税及び地方消費税相当額含む）

業務① 3,816千円

業務② 8,066千円

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案価格書を提出する際は

提案価格上限額を超えてはならない。

(6) 業務スケジュール

内 容	日 程
告示	令和4年4月15日(金)
質問書の受付期間	令和4年4月15日(金)～ 令和4年4月20日(水)
質問書に対する回答期限	令和4年4月22日(金)
参加申込書の受付期間	令和4年4月15日(金)～ 令和4年4月26日(火)
書類選考による参加資格審査	令和4年5月2日(月)
参加資格審査結果通知期限	令和4年5月10日(火)
企画提案書提出期間	令和4年5月10日(火)～ 令和4年5月24日(火)
企画提案書の審査・評価(プレゼンテーションによる企画提案等の審査・評価)	令和4年5月31日(火) 令和4年6月1日(水) 予備日
審査結果の通知発送	令和4年6月上旬
業務①契約の締結予定日	令和4年6月中旬
業務②契約の締結予定日	補助金が採択された場合は採択日以降

3 担当部局

甲府市 環境部 環境総室 環境政策課

〒400-0831 山梨県甲府市上町601番地4

TEL 055-241-4363

FAX 055-241-6190

電子メール kanseisaku@city.kofu.lg.jp

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。また、参加できる者は法人とする。

- (1) 納付すべき国税及び地方税に滞納がない者であること。(消費税及び地方消費税、法人住民税等に未納がない者。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれ

にも該当していない者であること。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 過去3年以内に国または地方公共団体等の発注による、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画など、本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の委託実績があること。

5 質問の受付及び回答

当該業務に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
質問書<第6号様式>
- (2) 提出方法
電子メールにて提出すること。
- (3) 受付期間
公募開始の日から令和4年4月20日（水）午後5時まで。
- (4) 回答方法
令和4年4月22日（金）までに甲府市のホームページ（以下「ホームページ」という。）に、質問者の名前を伏せて掲載する。
- (5) 回答書の取り扱い
質問書の回答については、「第三次甲府市環境基本計画」策定、「甲府市地球温暖化対策実行計画」改定及び「甲府市ゼロカーボン戦略」策定業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）への追加又は修正事項として取り扱うものとする。
- (6) 留意事項
質問については、実施要領及び仕様書の内容に関する質問のみとする。

6 参加に係る必要書類の提出

「4 参加資格要件」を満たし、参加を希望する場合は、実施要領の各号を確認のうえ、次のとおり参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）
 - イ 事業者概要書（第2号様式）

ウ 業務実績書（第3号様式）

※令和元年以降、環境基本計画及び地球温暖化対策に関する計画策定または改定業務に関する業務を委託した実績を記載すること。

エ 業務実施体制調書（第4号様式 - その1、その2）

オ 納税証明書（直近1年間国税及び地方税に滞納がないことがわかる証明書）

カ 登記事項証明書（履歴事項証明書）

キ 誓約書（第7号様式）

※提出書類の各様式については、ホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.city.kofu.yamanashi.jp/>

(2) 提出部数

正本1部

(3) 提出方法・提出先

「3 担当部局」まで郵送または持参すること

※持参の場合は平日午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は書留にて提出し、電話にて到着確認を行うこと。

(4) 提出期限。

令和4年4月26日（火）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(5) 提出にあたっての留意事項

ア 公募型プロポーザル参加申込書及び業務実施体制調書等に記載した配置予定の管理責任者は、病休、死亡、退職等の本市が認める場合を除き、変更することはできない。

イ 登記事項証明書ほか各種証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限る。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は令和4年5月10日（火）までに電子メールにて通知する。

7 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 業務工程表（任意様式 A3版1枚）

ウ 業務実績調書（第3号様式）

エ 業務実施体制調書（第4号様式 - その1、その2）

オ 将来ビジョンに関する調書（任意様式）

カ 市民等意識調査に関する調書（任意様式）

キ 現状分析及び排出推計に関する調書（任意様式）

ク 脱炭素へ向けたゼロカーボン戦略の策定に関する調書（任意様式）

- ケ 事務事業編に関する調書（任意様式）
- コ 追加提案に関する調書（任意様式）
- サ 業務①提案価格書（任意様式）
- シ 業務②提案価格書（任意様式）

※消費税を含む金額とし、別途積算内訳書を提出すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本10部（ファイル綴じ）

電子記録媒体1部

※ワード又はエクセル型式及びPDF型式でDVD-RまたはCD-Rの電子記録媒体

(3) 提出方法・場所

「6 参加に係る必要書類の提出」と同じ

(4) 提出期限

令和4年5月24日（火）午後5時まで。（郵送の場合は必着）

「3 担当部局」まで郵送または持参すること

※持参の場合は平日午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は書留にて提出し、電話にて到着確認を行うこと。

(5) 提出にあたっての留意事項

ア 提案内容は仕様書の内容を十分に踏まえ作成すること。

イ 提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔に記述すること。

ウ 提案価格書及び積算内訳書は封入封緘して提出すること。

(6) 企画提案書等の取扱い

提出書類に著作権が含まれる場合は、その著作権は提出者に帰属するが、本市が報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

また、市民などから当該提出書類の開示を求められた場合は、甲府市情報公開条例の規定に基づき、開示の可否を判断するものとする。

8 選考方法

選考方法については以下のとおりとする。

(1) 選考委員会の設置

提出された企画提案書等を基に、最も優秀な提案者を選考するため、「第三次甲府市環境基本計画」策定、「甲府市地球温暖化対策実行計画」改定及び「甲府市ゼロカーボン戦略」策定業務受託候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し選考を行う。

(2) 審査方法

審査方法は、「別紙1「第三次甲府市環境基本計画」策定、「甲府市地球温暖化対策実行計画」改定及び「甲府市ゼロカーボン戦略」策定業務受託候補者選考方法」に基づき行う。

(3) 審査は非公開とする。

(4) プレゼンテーションの実施

企画提案者のプレゼンテーションは、次のとおり実施する。

ア 日程・会場

令和4年5月31(火) (詳細については別途通知する)

令和4年6月1日(水) (予備日)

イ プレゼンテーションへの出席者

業務実施体制調書に記載された管理責任者を含め、実際に業務に携わる担当者3名以内とし、管理責任者がプレゼンテーションを行うこと。

ウ 実施方法

(ア) 企画提案者のプレゼンテーション及び補足説明(30分以内)

(イ) 質疑応答(15分程度)

※プロジェクター、スクリーンについては本市が準備する。パソコン、ケーブル等の機器は持参することとし、また、インターネットへの接続が必要な場合は企画提案者がインターネット環境を用意すること。

エ 議事録の提出

企画提案者は質疑応答の内容を記録し、詳細な議事録を6月6日(月)正午までに電子メールにて環境政策課へ提出すること。

(5) 審査結果

ア 審査結果は、令和4年6月中旬に電子メールにて通知する。

イ 審査結果についてはホームページに掲載する(優先受託候補者は事業者名まで)。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(6) 優先受託候補者との協議

優先受託候補者は、本市と仕様並びに価格等協議の上、本市の決定を受けることにより受託者となる。ただし、優先受託候補者と協議が整わない場合は次点受託候補者と協議を行うものとする。

9 契約及び支払方法

(1) 8(6)において、受託者となった者は、本市と契約を締結し、業務を実施する。

(2) 仕様書は企画提案の内容を踏まえ、協議のうえ変更できるものとする。

(3) 本市は委託した業務完了後、検査を経て委託料を支払うものとし、前金払・部分払等は行わない。

1 0 参加申込者の失格

参加申込者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、選考委員会が失格と認めた場合。
- (4) 選考委員会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合。
- (5) 参加申込者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

1 1 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

1 2 辞退

参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期日までに辞退届（第7号様式）を提出すること。

1 3 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 本市に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 本市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 本市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- (6) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと変更等を加える場合がある。